

白岡市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事務	手数料の金額	手数料を徴収する事務	手数料の金額
(1)～(3) 略	略	(1)～(3) 略	略
(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（次号に規定する審査を除く。）	次に掲げる額を合算した額 ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものの、同法第6条第1項の設計住宅性能評価書（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）の写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。第55号において同じ。）があるもの (7)・(4) 略 (5) 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物 a 床面積の合計が3	(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（次号に規定する審査を除く。）	次に掲げる額を合算した額 ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものの、同法第6条第1項の設計住宅性能評価書（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）の写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。第55号において同じ。）があるもの (7)・(4) 略 (5) 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物 a 床面積（建築物の

	<p>00平方メートル以内のものは、1件につき 10,000円</p> <p>b 略</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 共同住宅の共用部分</p> <p>a・b 略</p> <p>(エ)・(オ) 略</p>
(54)～(82) 略	略

備考

1～7 略

	<p><u>エネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準</u> (平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。イ(ウ)において「基準」という。) Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、<u>共同住宅の共用部分の床面積を除く。bにおいて同じ。</u>)の合計が300平方メートル以内のものは、1件につき 10,000円</p> <p>b 略</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 共同住宅(基準Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。)の共用部分</p> <p>a・b 略</p> <p>(エ)・(オ) 略</p>
(54)～(82) 略	略

備考

1～7 略